

矢切コンドルス少年軟式野球規約

第1章 総則

本チームは、矢切コンドルスと称する。

第1条 本チームの本部は、代表宅におく。

第2条 本チームの事務所は、監督宅におく。

第3条 本チームは、松戸市少年野球連盟の登録チームとする。

第2章 目的

第4条 本チームは、野球を通じて互いの親睦を回り、併せて野球技術の向上及びスポーツ精神の向上を目的とする。

第3章 会員

第5条 本チームは、野球を愛好する子供及びその保護者をもって組織する(役員を含む)。

第4章 事業

第6条 本チームは、前条の目的と達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野球技術向上についての練習ならびに対抗試合。
- (2) 野球技術についてのコーチ会議。
- (3) 親睦を回るための各種行事。
- (4) 会員のスポーツ安全協会傷害保険加入ならびに請求手続き代行。
- (5) その他チームの目的と達成するために必要な事業。

第5章 運用

第7条 本チームの管理下における活動中、指導者の重大な過失により会員に損害を与え、賠償責任を負った場合には、スポーツ安全協会傷害保険の定める範囲内で賠償するものとし、チーム及び指導者等には過失責任の所在を問わないものとする。

第6章 役員

第8条 本チームは、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名 (5) 企画 1名
- (2) 監督 1名 (6) 会計 1名
- (3) ヘッドコーチ 1名 (7) 幹事 1名
- (4) コーチ 若干名 (8) 庶務 1名

第7章 役員選出及び職務

第9条 本チームの役員選出方法及び職務は、次のとおりとし、役員は本チームの役員選出会において選出され、総会及び臨時総会において承認される。

- (1) 代表は、会務を執行する。
- (2) 監督は、代表を補佐し会務を総括執行する。
- (3) 監督及びコーチは、野球技術の指導にあたる。
- (4) 企画は、チーム親睦発展のための行事を企画立案し、執行する。
- (5) 会計は、チームの会計に關することを執行する。
- (6) 幹事は、会合に關する幹事役を務める。
- (7) 庶務は、庶務事務及び会計監査を執行する。

第8章 役員任期

第10条 役員任期は、4月1日より翌年3月31日までとし再任を妨げない。退任は代表に報告する。

第9章 会計

第11条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 会計は、チームの会費の他に役員会の決定に基づき臨時会費を徴収することができる。

第13条 会計は、決算報告書の会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第10章 会費

第14条 会費は、子供一人につき月額2500円とし、毎月末までに納入するものとする。

(1) 会員の兄弟、姉妹が二人以上入会の場合、二人目以降の会費は、1000円引とする。

第15条 会費及び寄付金等の収入は、チームの運営費とする。

第11章 総会

第16条 総会は、本チームの最高議決機関であって定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は毎年度当初に開催する。

(2) 臨時総会は、代表が必要と認めたとき及び過半数以上の役員が請求があった時開催する。

(3) 総会は、会員のうち保護者の3分の2(役員も含む)以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任した会員については出席とみなす。

第12章 連絡

第17条 連絡時は、監督及びキャプテンから別紙の連絡網で会員に連絡する。

付則

第1条 本規約の執行上必要な補則は、役員会がこれを決める。

第2条 本チームの入会については、本規約に基づき監督が承認する。

第3条 ユニフォーム一式(グラウンドコートを含む)については、各人の負担とする。

第4条 本規約は、昭和56年9月より施行する。

第5条 本規約は、昭和63年7月1日より運用する。

(1) 平成16年3月21日 第14条(1)項追加。

(2) 平成26年4月13日 第14条月額を変更。第14条(1)項割引変更。